

第19章 監 査

1 監 査 委 員

1 監 査 委 員

(1) 監 査 委 員

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれる執行機関であり、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査を基本としている。

本市では、地方自治法の規定により、監査委員を4人とし、識見を有する者のうちから選任される監査委員を2人、議員のうちから選任される監査委員を2人置いている。

代表監査委員は、監査委員の合議により識見を有する者のうちから選任され、監査委員事務局職員の任免及びその他の事務を執行する。

(2) 監査委員が行う主な監査等

ア 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について毎会計年度1回以上期日を定めて監査する。

イ 随時監査（地方自治法第199条第1項、第5項）

必要があると認めるときは、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うことができる。

ウ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときは、一般行政事務（政令で定めるものを除く。）について監査することができる。

エ 財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、補助金、交付金等の財政的援助を与えているもの、出資しているもので政令で定めるもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する不動産の信託をしているものの受託者、公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものを監査することができる。

オ 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された決算書及び関係書類を審査し、決算認定を受ける議会までに意見を決定し、市長に提出する。

カ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された特定の目的のために設置された基金について、その運用状況を、決算審査と併せて審査する。

キ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに関係書類を審査し、意見を決定し、市長に提出する。

ク 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納について、毎月期日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査する。

ケ 長からの要求監査（地方自治法第199条第6項）

市長から事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査する。

コ 長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の8第3項）

市長から職員の賠償責任に関し監査の要求があったときは、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定する。

サ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

市民が、市の職員等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を請求することができ、監査委員は請求のあった日から60日以内に監査しなければならない。

(3) 実 施 状 況

ア 定期監査

部 名	課 名	監 査 期 間
財務部	財政課、資産経営課、収納課、市民税課、資産税課	令和7年10月9日から 同年11月26日まで
環境部	環境政策課、ごみ政策課、ごみ収集課、廃棄物対策課、清掃施設課	
総務部	秘書課、職員課、文書法制課、契約監理課、防災危機管理課	令和7年11月21日から 令和8年1月16日まで
健康部	保健総務課、健康増進課、保健予防課、衛生検査課、国民健康保険課	
建設部	道路建設課、道路管理課、東部建設事務所、公園緑地課、公園管理事務所	令和8年1月16日から 同年3月13日まで
会計管理者	会計室	

イ 随時監査

工事監査

部 名	課 名	件 数	監 査 期 間
都市計画部	市街地整備課	1	令和7年4月11日から 同年7月11日まで
	区画整理課	6	
建設部	道路建設課	13	令和7年7月25日から 同年11月17日まで
	東部建設事務所	9	
	公園管理事務所	3	
都市計画部	建築住宅課	1	令和7年11月21日から 令和8年3月13日まで
水道局	水道整備課	18	
	浄水課	7	
教育委員会事務局	教育施設課	18	
都市計画部	区画整理課	1	

ウ 財政援助団体監査

部 名	所 管 課	対 象 団 体	監 査 期 間
産業経済部	にぎわい商業課	前橋商工会議所	令和7年8月19日から 同年10月9日まで

エ 出資団体監査

部 名	所 管 課	出 資 団 体	監 査 期 間
未来創造部	政策推進課	公立大学法人前橋工科大学	令和7年8月19日から 同年10月9日まで

オ 公の施設の指定管理者監査

部 名	所 管 課	公の施設の指定管理者	監 査 期 間
福祉部	障害福祉課	社会福祉法人前橋市社会福祉協議会	令和7年5月7日から 同年6月25日まで
農政部	農政課	前橋市農業協同組合	
		株式会社ミツミファーム	
文化スポーツ観光部	観光政策課	株式会社ロードステーション前橋上武	令和7年8月19日から 同年10月9日まで

カ 決算、基金運用状況審査

会 計 名	審 査 期 間
令和6年度前橋市水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計	令和7年6月5日から 同年7月4日まで
令和6年度前橋市一般会計 特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、競輪、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付金、新エネルギー発電事業、用地先行取得事業、産業立地推進事業）	令和7年7月3日から 同年8月4日まで
令和6年度前橋市土地開発基金運用状況	令和7年7月3日から 同年8月4日まで

キ 健全化判断比率等審査

審 査 対 象	審 査 期 間
令和6年度前橋市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率） 資金不足比率	令和7年7月3日から 同年8月4日まで

ク 例月出納検査

会 計 名	検 査 日
一般会計 特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、競輪、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付金、新エネルギー発電事業、用地先行取得事業、産業立地推進事業） 水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計	原則として毎月25日

